



ANTI-CORRUPTION REGULATION SURVEY OF SELECT COUNTRIES 2013

汚職行為防止法に関する調査2013
～メキシコ&南米編～



汚職行為防止法に関する調査 2013 ～メキシコ&南米編～

2013 年度の汚職行為防止法に関する調査（メキシコ・南米編）のご案内.....	i
用語集	iii
メキシコ合衆国	1
アルゼンチン共和国	4
ブラジル合衆国	7
チリ共和国	10
コロンビア共和国	13
エクアドル共和国	16
ベネズエラ・ボリバル共和国	18
ジョーンズ・デイ 各国の事務所	20

2013 年度の汚職行為防止法に関する調査 (メキシコ・南米編) のご案内

本調査は、メキシコ・南米地域における、ジョーンズ・デイの 2013 年度版汚職行為防止法に関する調査です。本年度版においても、前年度版と同じ体裁にしており、以下に説明しております。

多くの国における汚職行為防止法の重要性、及び、その規制に違反し又は当該違反を行っている企業若しくは個人と関係を有することによる潜在的リスクについて、多国籍企業の間で、認識が高まっています。

米国は、汚職行為防止法の執行をより強化し続けており、その中には、米国との関連が限定的な、米国外での事業活動を行っている外国企業に対する執行も含まれています。また、英国は、近年、領域外の行為も対象とする、広範囲にわたる汚職行為防止法を導入しました。規制の内容及び執行状況は国毎に異なっていますが、多くの国において、より多くの規制及びより厳格な執行に向けた明確な動きがみられます。

この調査は、メキシコ・南米地域における、複雑かつ発展中の汚職行為防止法の現状の概要をお伝えすることを目的としています。この調査には、各企業の状況及び必要に応じた様々な利用方法が考えられますが、以下に、いくつかの例を紹介します。

- **デュー・ディリジェンス** この調査は、M&A の対象や合併事業のパートナーの候補に適用される汚職行為防止法の重要な部分について、その概要を把握するために利用できます。
- **ビジネス・パートナーの候補者** この調査は、企業が他国のビジネス・パートナー（例えば、ベンダーや顧客）と新たな関係を構築しようとする場合において、パートナーの現地における事業活動に関連する潜在的リスクの概要を把握するために利用できます。
- **コンプライアンス・プログラムの効果の検討** この調査は、国別、地域別又は全世界的なコンプライアンス・プログラムの策定の要否及び策定方法を検討するために利用できます。コンプライアンス・プログラムの策定を検討するにあたり、企業は、はじめに、特定の行為（例えば、贈答や饗応）が現地の規制に違反するかを理解する必要があります。

この調査は、対象国を地域別にアルファベット順で並べ、国毎に一定の事項について記載しています。そのような事項には、(i) 政府関係者及び外国政府関係者に対する贈賄禁止の有無、(ii) 「政府関係者」の意義、(iii) 政府関係者に対する贈答、饗応、旅費に関する規制の有無及び範囲、(iv) 執行に関する問題、並びに、(v) 近時の発展が、含まれています。

この調査はまた、調査対象としている各国の CPI スコア及びランクを記載しています。CPI とは、トランスペラシティ・インターナショナルにより公表されている、腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index) であり、認識された汚職のレベルに基づき、世界中の各国

についてスコア及びランクを付けているものです。CPIスコアは100（極めて清廉）から0（汚職率が高い）までとされており、2013年には、CPIはこのスコアに基づき、177カ国をランク付けしています。この調査はまた、調査対象としている各国が締約国となっている主要な国際条約も記載しています。これらの条約は、グロッサリーにおいて定義をしています。

この調査は、特定の国の規制の範囲及び概要を把握するための出発点として利用できますが、特定の事実関係に照らした実際の規制に関する検討の代替とはなりません。また、この調査は、特定の事実又は状況についての法的なアドバイスとはなりません。

特定の国の汚職行為防止法に関する問題が発生した場合のため、この調査の最終章に、特定の事実及び状況に基づく情報の提供、あるいは、より適切な場合には、現地の弁護士の紹介を行うことが可能な、ジョーンズ・デイの担当者を記載しています。また、複数の法域にまたがる問題が発生した場合には、ジョーンズ・デイのチーム（場合によっては、現地の関係事務所を含みます）が、包括的かつ焦点を合わせた回答を提供するために、効果的に協働してサービスを提供することが可能です。

外国法事務弁護士
スティーブン・デコセ
パートナー
sdecosse@jonesday.com

外国法事務弁護士
イアン・ライト
アソシエイト
iwright@jonesday.com

ジョーンズ・デイ法律事務所
東京都港区虎ノ門4丁目1番17号
電話 03-3433-3939
FAX 03-5401-2725

用語集

用語	意味
CPI	<p>腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）</p> <p>トランスペアランシー・インターナショナルが発表している、専門家による評価とアンケート調査に基づき腐敗認識レベルを国別にランキングしたもの。2013年は、177の国がCPIスコアによりランキングされた。</p> <p>CPIスコアは、100（極めて清廉）から0（汚職率が高い）まで表わされる。</p>
OAS	米州機構（Organization of American States）
OAS 条約	<p>米州腐敗防止条約（OAS Inter-American Convention against Corruption）</p> <p>1996年3月採択。</p>
OECD	経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development）
OECD 条約	<p>国際商取引における外国公務員に対する賄賂の防止に関する条約（OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions）</p> <p>2014年4月8日現在で41の国が加入している。OECDは実施を強制できず、監視を行うのみである。</p>
UNCAC	<p>国際連合腐敗防止条約（United Nations Convention Against Corruption）</p> <p>腐敗の犯罪化、予防措置、協力と情報交換及び資金回復について規定している。2014年4月30日現在で171の国（EUを含む）が加入、受諾、承認又は批准している。</p>

ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、問題の包括的な分析又は法的アドバイスを構成するものではなく、そのような意図を有するものでもありません。適用される法律は、技術上のものであり、実際の事実や状況に基づく適切な法的アドバイスを必要とします。当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、（なお、かかる承諾を付与し又は撤回するか否かは当事務所の任意裁量に属します）、他の出版物又は法的手続において引用し、又は参照することはできません。当事務所の出版物について転載の許可を希望される場合は、当事務所のウェブサイト（www.jonesday.com）にある“Contact Us”の箇所にある所定のフォームをご利用下さい。本書の郵送その他の送信は、弁護士と依頼者との関係を構築することを意図するものではなく、また本書の受信により、そのような弁護士と依頼者との関係が形成されるものではありません。本書に記載された意見は、執筆者の個人的な見解を示すものであり、当事務所の見解を反映したものではありません。

地域		北アメリカ
国		メキシコ合衆国
2013 CPI	ランク	106/177
	スコア	34
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>贈賄はメキシコの連邦刑法（Código Penal Federal）で罰せられる。また州刑法も当該州の行為につき適用され得る。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 個人が、公務に従事する者に公正・不公正を問わず、その職務に関連する行為をさせ又は行為をさせないことを目的として、自発的に金銭又はその他贈答品を公務員又は第三者に供与し又は申し込むことは犯罪となる（連邦刑法第 222 条）。</p> <p><u>賄賂の收受</u>: 公務に従事する者が、公正・不公正を問わず、その職務に関連する行為を行う又は行わないことを目的として、自ら又は第三者の利益のために、間接又は直接に、金銭又はその他の贈答品を不正に要求又は收受すること、又は約束を容認することは犯罪となる（連邦刑法第 222 条）。</p> <p>いずれの犯罪においても、利益又は約束の金額によるが、刑罰は、3 ヶ月以上 14 年以下の拘禁及びメキシコの連邦地域における最低日給額の 30 倍以上 1000 倍以下の罰金（約 1943 ペソから 6 万 4760 ペソ）が科され、3 ヶ月以上 14 年以下の期間公務に従事する資格を剥奪される。</p> <p><u>公共契約に伴う贈賄の責任</u>: 公共契約についての連邦汚職行為禁止法上、連邦政府との公共契約において汚職行為に関与したメキシコ人及び外国人（法人を含む。）は、外国の公共セクターとの国際的商業取引又はそれに付与される許可及び免許に関して汚職行為に関与したメキシコ人（法人を含む。）同様、責任が問われ刑罰が科される。</p> <p>個人には、メキシコ連邦地域の最低日給額の倍数の罰金（6 万 4760 ペソから 320 万ペソ）が科され、法人には、64 万 7600 ペソから 1 億 2950 万ペソの罰金が科され、收受した利益が罰金額を超える場合等には 50% 追加される場合もある。また、連邦政府との公共契約に個人の場合は 8 年を上限として、法人の場合は 10 年を上限として、参加することが禁じられる。罰金軽減制度があり、刑罰についての行政手続の開始前に当該行為が任意に開示され、又は「自白」された場合には、罰金が 50% から 70% の範囲で減じられ、開始後であれば当該行為が開示又は「自白」された場合には、50% が減じられる。</p> <p><u>法人の責任</u>: メキシコでは、自然人のみが犯罪の主体となり得る。したがって、法人が公務に従事する者に贈賄をしたと告発された場合、経営者又は役員個人が、当該犯罪に対する認識や関与の程度により刑事責任を負うこととなる。もっとも、法人も、その従業員、役員及び代表者による犯罪を原因として生じた損害がある場合には、それを賠償する責任を負う。</p> <p><u>行政の責任</u>: 公務に従事する者は、自らが有する公的な地位と個人的利益が相反する場合に、行政上の規則に服し、行政上の制裁の適用を受ける可能性がある。公務に従事する者は、直接又は第三者を介して、(1)金銭、(2)市価より安い価格での不動産又は動産、(3)贈答品、(4)役務、(5)仕事、又は(6)手数料若しくは仲介料を收受することと引き換えにその職務を行う又は行わないように努めたり、合意したりすることを禁じられている（公務に従事する者の行政責任についての連邦法第 8 条第 12 段落）。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p>外国公務員等への贈賄は犯罪となる（連邦刑法第 222 条の 2）。</p> <p>国際的商業取引の展開又は実行に際し自ら又は第三者のために不正な利益を取得する又は保持することを目的として、以下の者に対して、自ら又は第三者を介して、財物又は役務のいずれかの形を問わず金銭又はその他贈答品を申込み、約束し又は供与した場合には、外国公務員等に賄賂行為であるとして有罪</p>

		<p>とされる。</p> <p>(i) 外国公務員等又は第三者に対し、当該外国公務員等の職務、職責又は任務に固有の機能に関連する事項の履行又は解決につき、交渉させること又は交渉させないことを目的として</p> <p>(ii) 外国公務員等又は第三者に対し、当該外国公務員等の職務、職責又は任務に固有の機能の範囲外の事項を履行させ又は解決することを目的として</p> <p>(iii) 第三者に対し、当該第三者を外国公務員等と接触させ、その外国公務員等の職務、職責又は任務に固有の機能に関連する事項を履行又は解決するよう要求又は提案させることを目的として</p> <p>外国公務員等とは、(1)選出されたか任命されたかを問わず、階層の如何を問わず、外国政府の立法府、行政府、司法府又はその他独立した公共団体における地位、職責又は任務を有する者、(2)外国の国有の企業又は組織において権限のある地位を有している者、(3)公的国際機関の役員又はエージェントをいう。</p> <p>外国公務員等に対する贈賄行為で有罪とされた者は、連邦刑法上の贈賄と同様の刑罰を科される。</p>
	<p>民間における贈賄</p>	<p>メキシコでは「民間における贈賄」は特に犯罪とはされていない。(公務に従事する者とは対照的に)私人間での賄賂 (<i>soborno</i>) の供与又は收受は、犯罪ではない。しかし、私企業の従業員に対する支払いは、以下に述べるように、支払いの目的によっては、従犯的刑事責任を負う可能性がある。</p> <p>私人及び私企業間の商業取引は、一方当事者が他方当事者を欺罔する意図を有している、換言すれば、不正な利益を当該当事者から得る目的で当該当事者を欺罔する意図を有している場合には、連邦刑法上犯罪を構成する可能性がある。</p> <p>不正な利益を欺罔した相手方及び/又は騙された者から得る目的で、他者を欺罔したり、他者から誤った利益を不正に取得したりした場合には、詐欺罪 (<i>fraude</i>) を犯したとされる (連邦刑法第 286 条)。</p>
<p>定義</p>	<p>政府の従業員</p>	<p>公務に従事する者には、選挙で選出される者、連邦司法府の構成員、メキシコ議会、連邦地域の立法議会、連邦行政の高官及び職員、メキシコ憲法が独立性を付与した機関の職員及び憲法が規定する地方自治体の公務に従事する者が含まれる (メキシコ憲法第 108 条)。</p>
	<p>贈物 (贈答、接待等)</p>	<p>連邦刑法は、贈答品 (<i>dádivas</i>) (又は金銭以外の不正な利益) について広く規定している。公共契約についての連邦汚職行為禁止法 (<i>Ley Federal Anticorrupción en Contrataciones Públicas Federales</i>) も贈答品について規定している。</p> <p>連邦行政部門で公務に従事する者は、メキシコの連邦地域の最低日給額の 10 倍を超える贈答品又は贈物を收受してはならない。連邦行政省決議として公務に従事する者が收受した贈答品、寄付又は利益の受理又は使用に関する指針が発行されており、連邦行政省 (行政機関) で公務に従事する者に適用されている。係る公務に従事する者には、大蔵省等の省庁の職員並びに Pemex (メキシコ国有の石油会社) 及び CFE (メキシコ国有の電力会社) 等の国営企業の職員が含まれる。</p> <p>公務に従事する者に適用される指針によると、公務に従事する者は、その雇用期間及び退職後 1 年間は、自ら又は第三者のために、当該公務に従事する者に直接関連する、又はその者による監督を受ける専門、商業又は工業活動に関し、利益相反のありうる個人又は企業から、無償で又は市場価格より低い価格で財物やサービスを收受してはならない。公務に従事する者がその価値が一定の基準を超える贈答品を收受した場合には、その者は、政府がその者が贈答品を保持してよいかどうかを決定するために、收受後 7 日以内に、内部の担当監督局に報告しなければならない。</p> <p>但し、連邦刑法は、贈答品としての許容基準又は金額を規定していない。したがって、行為が法律によって禁じられている行為に明確に該当する場合には、「あらゆる贈答品」が賄賂とみなされる (連邦刑法第 222 条)。</p>

		連邦の司法又は立法機関で公務に従事する者には、別の指針が適用される。
現状	執行機関	<p>刑事責任は、検察官によって執行される。</p> <p>公務に従事する者の行政責任についての連邦法上の行政責任は、対象となる公務に従事する者が勤務する省庁の内部監督局によって執行される。</p> <p>公共契約についての連邦汚職行為禁止法上の行政責任は、連邦行政省によって執行される。</p> <p>その他の当局は、その職務の範囲内で罰を求める権限を有する。</p>
	執行に関する問題	<p>メキシコ法上犯罪成立には、行為者の行為が全ての法的要件を具体的に充足する必要がある。贈賄行為と類似すると解されうるその他の行為について犯罪を構成するものとして解釈することは許されない。</p> <p>「疑わしきは罰せず (<i>indubio pro reo</i>)」の原理は、メキシコの刑事制度を支配しており、検察は被告人が有罪であることを合理的な疑いを超える程度に証明する必要がある。</p> <p>メキシコ法上、立証を確実にすることは極めて困難である。請求を行うには、請求者は全ての入手可能な証拠を特定する必要がある。証拠は、請求者が請求時にその存在を知らなかったことについて証明することができる場合を除いて、請求時に示されなければならない。</p>
	最近の動き	<p>最近では、メキシコは、イギリスと共同で、G-20 汚職行為防止ワーキング・グループを主宰しており、その任期は、2014年までである。</p> <p>2012年11月15日、エンリケ・ペニャ・ニエト大統領は、上院議会で以下の機関の設置に関するイニシアチブを提案した。</p> <p>(i) 国家汚職行為防止委員会 (Comisión Nacional Anticorrupción) (連邦政府の自治体で、公務員、個人又は法人による汚職行為を防止、捜査及び処罰する行政的活動について責任を有する。)</p> <p>(ii) 全国公共倫理評議会 (Consejo Nacional por la Ética Pública) (国家機関の調整機関で、共同体の倫理的行為の強化及びメキシコ中の汚職を防止し撲滅する責任のある政府当局間の調整を推進する責任を有する。)</p> <p>また、イニシアチブは、前述の機関を規律する連邦汚職行為防止法 (Ley Federal Anticorrupción) の制定を命じている。</p> <p>当該法律は、まだメキシコ議会で可決されていない。</p>
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OAS条約	<p>署名: 1996年3月29日</p> <p>批准: 1997年5月27日</p>
	OECD条約	<p>署名: 1997年12月17日</p> <p>批准: 2005年12月14日</p>
	UNCAC	<p>署名: 2003年10月31日</p> <p>批准: 2005年12月14日</p>
最終更新		2013年7月19日

地域		南アメリカ
国		アルゼンチン共和国
2013 CPI	ランク	106/177
	スコア	34
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>贈答品、金銭その他経済的価値を有する物の公務員に対する申し込み若しくは公務員による要求又は收受は、アルゼンチンの刑法（以下「刑法」という。）及び私法（公務員の雇用及び公務に関する倫理を規定するものを含む。）で禁止されている。</p> <p><u>賄賂の供与:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 公務員に職務に係る行為をさせ、遅らせ又は行為させないことに影響を与えるため又はそれと引き換えに、贈答品、金銭その他経済的価値を有するものを公務員に対して直接的又は間接的に供与し又は申し込むことは犯罪となり、違反した者は、1年以上6年以下の間、拘禁を科され、公職に就く資格を剥奪される（刑法第258項）。 ▪ 公務員に対して当該公務員が役職に就いていることのみを理由として利益を申し込み又は供与することは影響を与える意図がなくても犯罪となり、違反した者は、1ヶ月以上1年以下の拘禁を科される（刑法第259項）。 <p><u>賄賂の收受:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 公務員が、当該公務員の義務又は職務の範囲内で職務に係る行為をし、遅らせ又は行為しないことと引き換えに、贈答品、約束、金銭その他経済的価値を有するものを（直接的か間接的かを問わず）要求、收受又は受け入れることは犯罪となり、違反した者は、1年以上6年以下の拘禁が科され、永久に公職に就く資格を剥奪される（刑法第256項及び256項の2）。 ▪ 公務員が、当該公務員が役職に就いていることのみを理由として利益を收受又は受け入れることは影響力を行使する意図がなくても禁じられており、違反した者は、1ヶ月以上2年以下の間、拘禁が科され、1年以上6年以下公職に就く資格を剥奪される（刑法第259項）。 ▪ 不法な支払いを仲介した者は、1年以上6年以下の拘禁が科され、永久に公職に就く資格を剥奪される（刑法第256項の2） ▪ 公務員が、当該公務員の義務を履行することを理由として又はそれに際して贈答品、プレゼント、利益又はあらゆる種類の特権を收受することは禁じられている（公務員雇用法第25条第164項及びその規則）。 ▪ 公務員倫理法上、公務員が、職務に係る行為をし、遅らせ又は行為しないことに関連して不公正な個人的利益を收受することは禁じられている。公務員が、当該公務員の義務を履行することを理由として又はそれに際して、贈答品、贈物、寄付（財物であるかサービスであるかを問わない。）を收受することもまた禁じられている。公務員が表敬や外交儀礼のしるしとして贈答品（その価値は法令で特定されていない。）を收受した場合には、当該贈答品は特別登録に記録され国家財産に組み込まれる（公務を行使する際の倫理に関する法律第25条第188項及びその規則）。 ▪ 公務員倫理規程上、公務員が、(a)職務に係る行為をし、遅らせ又は行為しないことに関して、(b)他の公務員に対し、その職務に係る行為をさせ、遅らせ又は行為させないことに影響を与えるため、及び(c)公務員がその職務に就いていなかったとすれば金銭、プレゼント、利益又は特権が与えられることがなかったであろう場合に、金銭、プレゼント、利益、恩恵その他特権を要求、收受又は受け入れることは禁じられている。利益が禁じられるかどうかや法律によって禁じられている行為の類型であるかどうかを決定するために一定の法的推定が定められている（行政命令 No. 41/1999）。 <p><u>司法上の贈賄:</u></p> <p>関与した者が裁判官又は検察庁（Ministerio P 察庁（つたど））の構成員である場合、より重い刑罰の適用がある。すなわち、贈賄を行った者には、2年以上6年</p>

		<p>以下の拘禁が科され、公務員については、公職に就く資格も剥奪される（刑法第 258 項）。</p> <p>收受者が裁判官又検察庁（<i>Ministerio P 務員</i>について）の構成員である場合には、4 年以上 12 年以下の拘禁が科され、公職に就く資格が剥奪される（刑法第 257 項）。</p> <p><u>法人の責任:</u></p> <p>一般的に、法人の刑事責任は認められていない。それにもかかわらず、有罪判決を受けた者が法人の役員又は取締役として行為し、当該法人が犯罪行為から利益を得た場合、犯罪に供用された財産及び犯罪から取得した利益は没収される（刑法第 23 項）。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p>外国の公務員等及び公的国際機関に所属する公務員等に対して、職務に係る行為をし又は行為しないことと引き換えに、又は、経済的、商業的又は財政的な性質を有する取引において当該公務員等の職務上の影響力を行使させるために、金銭の支払いの申込み又は支払い（約束、恩恵又は利益を含む。）をすることは、犯罪となる（刑法 258 項の 2）。犯罪行為者には 1 年以上 6 年以下の拘禁が科され、公務員等が犯罪を犯した場合には永久に公務員資格を剥奪される。この禁止行為は、「国」又は外国の公営企業を構成しない自治領土（territorial entities）の外国公務員等には現在適用は及ばない。</p>
	民間における贈賄	<p>アルゼンチンには民間における贈賄を禁止する国の法律がない。それにもかかわらず、特定の分野における私人間の行為を規制する条項がある。例えば、金融機関、証券業者及びその他金融仲介業者の従業員及び役員である。</p> <p>また、（自ら又は第三者のための）利益を得るために支払いを受けた法人の役員が当該法人に損害を与えた場合、詐欺行為で告発される可能性があり、その場合、1 ヶ月以上 1 年以下の拘禁を科される。</p>
定義	政府の従業員	<p>「公務員」又は「公務従業員」について統一された定義は存在しない。裁判所は一般的に「公務員」を国有企業の従業員を含むものとして解釈してきた。刑法によると、公務員又は公務従業員は、民主的に選出されたか所轄官庁に指名されたかどうかを問わず、臨時で又は常用で公務の執行に関与する者をいう（刑法第 77 項）。公務員倫理法は「公務」（<i>función pública</i>）を地位に関係なく、国又はその組織のために、若しくは国又はその組織のサービスとして、個人が行う有償・無償を問わない臨時的又は常用の活動と定義している。</p>
	贈物（贈答、接待等）	<p>一般的に、公務員は、その職務の報酬として又はその職務に際して、あらゆる種類の贈答品、寄付（財又はサービス）、利益又は心付けを收受することは禁じられている。アルゼンチン法では、公務員倫理法及び公務員倫理規程上許されたいくつかの下記の例外を除き、これらの用語の定義及び解釈指針を規定していない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関連する法律および公式の慣習に従って与えられる、外国政府、国際機関又は非営利組織による公式プロトコルの承認、 (2) 学術的又は文化的活動への参加に伴う交通費及び宿泊費（但し、公職又は特別法に矛盾するものであってはならない。） (3) その金銭的価値の低さに鑑みて公務員の意思に影響を与える手段であると合理的に考えられない贈答品又は利益、及び (4) 公務員が、他の公務員から、友好の印又はお祝いとして贈答が慣行的になされることを根拠に收受したささやかな贈答品。 <p>許された贈答品は、特別登録に記録する必要がある、国家財産に組み込まれる。上記の例外にもかかわらず、刑法上広範に規定されている刑罰は例外又は解釈指針を設けていない。</p>
現状	執行機関	<p>公務員倫理法は、連邦議会の中に独立機関として連邦公務員倫理委員会（「FPEC」）を設置することを要求していた。そのメンバーは、政府の各部門から派遣されるメンバーで構成される予定であった。その任務は、同法の適用</p>

		<p>を執行することとされていた（定期的な公務員による宣誓供述書の提出を含む。）。しかしながら、FPEC は設置されなかった。その代わり、その機能は、司法省（「OA」）の中に設置されている汚職行為禁止局及び検察庁行政捜査局（「FIA」）により部分的かつ一時的に担われている。これらは、現在行政部門の中で汚職犯罪の防止及び捜査に関与する二つの主要な当局である。OA は、中央及び非中央の行政機関、国家により支配又は保有される企業及び公的資源を使用する組織を含めた行政部門の構成員に重点を置いている。同様に、FIA は、連邦行政組織における汚職行為及び行政上の不正行為を捜査の対象とする特別組織である。OA は国内の事件について独自に捜査を開始する権限を有しているが、政治的影響力を受けやすく、独立性を欠いていると言われている。</p> <p>最近の公務員倫理法の改正により、FPEC の設置は取りやめられたものの、FPEC に当初付与する予定であった役割を担う独立機関の設置について規定していない。この改正は、開示に関する宣誓供述の提出が要求される個人の範囲を広げている。しかしながら、公に開示される可能性のある内容を含む宣誓供述の内容を限定している。OA は、現在、ウェブサイトに宣誓供述の公的内容をアップロードする権限が付与されている。それにもかかわらず、公務員倫理法を執行する OA の役割は依然として不明確なままである。このような抜け穴について対処し、公務員に関する汚職行為防止、縁故主義及び利益相反に対する適切な監督を明確にするいくつかの法案が議員によって提案されている。</p>
	<p>執行に関する問題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 法人の汚職行為への処罰を可能とする適切かつ統一的な規定の欠落。 2) 実効性に欠ける司法制度。裁判官は政治的圧力に弱く、独立性を欠いている。 3) 内部告発者に対する保護の不足（特定の組織的犯罪についての内部告発者に対する保護は存在するが、汚職行為については適用がない。） 4) 汚職行為に対する連邦レベルでのコントロールのための独立機関が設置されていないこと。OA の管轄が不明確であること。OA は、行政部門から独立しておらず、不法な影響力にさらされやすい。 5) 宣誓供述の提出に関する新制度が不適切であり、汚職行為防止、利益相反及び公務員の純資産に対するコントロールを妨げるものである。 6) 明確な定義及び解釈指針を規定することのできる一元化された統一的な規定を欠いており、汚職行為禁止の執行は司法の過大な裁量に委ねられてしまっている。
	<p>最近の動き</p>	<p>汚職行為防止コントロール、公務員倫理法を執行する独立執行機関の設置、証人保護プログラム、内部告発者に対する減刑、汚職関連犯罪の時効中断の延期等に対する現在の立場を明らかにするための法案が現政権に対する野党から議会に提出されている。しかしながら、現政権の間は、この法案が可決されないであろう。</p>
<p>汚職行為防止に関する国際条約への参加</p>	<p>OAS 条約</p>	<p>署名: 1996 年 3 月 29 日 批准: 1997 年 8 月 4 日</p>
	<p>OECD 条約</p>	<p>参加。議会は 2000 年 9 月 7 日法第 25319 号を可決し OECD 条約を承認した。批准書は 2001 年 2 月 8 日 OECD 事務総長に寄託された。OECD 条約はアルゼンチンで 2001 年 4 月 9 日に有効になった。</p>
	<p>UNCAC</p>	<p>署名: 2003 年 12 月 10 日 批准: 2006 年 8 月 28 日</p>
<p>最終更新</p>	<p>2013 年 11 月 29 日</p>	

地域		南アメリカ
国		ブラジル合衆国
2013 CPI	ランク	72/177
	スコア	42
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>ブラジル刑法（1940年12月7日法2848号）によれば、贈賄の類型は、贈賄、収賄、不正な利益の要求及びあっせん収賄の4つの異なる犯罪行為に分けることができる。</p> <p>贈賄: 公務員に対し、その職務に係る行為を行い、若しくは行わず、又は遅延させるようにするために、不正な利益を提供又は供与した者は、贈賄罪を行ったものとされ、2年以上12年以下の拘禁及び罰金が科される（刑法第333条）。</p> <p>収賄: 自己又は第三者のために、直接又は間接に、不正な利益を要求、又は收受し、若しくは收受を約束した者は、当該行為がその職務の遂行時ではなく又はその職務に就任する前に行われたとしても、その地位に関して行われたときは、収賄罪を行ったものとされ、2年以上12年以下の拘禁及び罰金が科される（刑法第317条）。</p> <p>不正な利益の要求: 自己又は第三者のために、直接又は間接に、不正な利益を要求した者は、当該行為がその職務の遂行時ではなく又はその職務に就任する前に行われたとしても、不正な利益の要求罪を行ったものとされ、2年以上8年以下の拘禁及び罰金に科される（刑法第316条）。</p> <p>あっせん収賄: 公務員の職務の遂行における行為に影響を及ぼす名目で、自己又は第三者のために、不正な利益又は不正な利益の約束を要求し、求め、その義務を負わせ又は取得した者は、あっせん収賄罪を行ったものとされ、2年以上5年以下の拘禁及び罰金が科される（刑法第332条）。</p> <p>法第12864号（「法人クリーン化法（Clean Company Law）」としても知られ、2014年1月29日に施行。）上、国内又は外国における贈収賄に関係したブラジルの法人及びブラジル国内における贈収賄に関係したブラジルに存在する国際的な法人は全て、民事責任及び行政的責任を負う可能性がある。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p>ブラジルは、1997年12月17日にOECD条約へ署名し、2000年6月15日付政令第125号に基づき、2000年8月24日に批准書を寄託した。ブラジルは、OECD条約を施行するために、刑法及び1998年3月3日付法9613号を改正する内容の2002年6月11日付法第10467号を成立させ、同法は2002年6月11日に施行された。</p> <p>法10467号による改正の結果、現在の刑法第11編には、第2章-A（「外国の行政に対する個人による犯罪」）として、第337-B条乃至第337-D条が設けられている。</p> <p>国際商取引に関連する公的行為を行わせる、行わせない又は遅延させることを目的として、直接又は間接に、外国公務員等又は第三者に対し、不正な利益を約束し、申し込み又は供与することは犯罪であり、1年以上8年以下の拘禁及び罰金が科される（刑法第337-B条）。</p> <p>国際商取引に影響を与えるあっせん収賄も犯罪行為に当たり、2年以上5年以下の懲役及び罰金に処される（刑法第337-C条）。</p> <p>法人の責任: 法人クリーン化法（2014年1月29日に施行予定）上、外国での贈収賄に関係したブラジルの法人は民事責任及び行政的責任を負う可能性がある。</p>
	民間における贈賄	<p>ブラジルには、民間部門における贈賄を特に禁止した法令は存在しない。上級司法裁判所によれば、刑法改正委員会は、民間部門における個人間の贈賄及び</p>

		収賄を 1 年以上 4 年以下の拘禁及び罰金を科すものとして改正に含めることを決定した。
定義	政府の従業員	公務員は、無償又は臨時であっても地位、仕事又は公的機能を有する者や、国有企業又は通常の行政機能を提供又は遂行するサービスを提供する会社での地位、仕事又は公的機能を有する者を含む（刑法第 327 条）。
	贈物（贈答、接待等）	ブラジル法では、公務員に対し、不正な利益の申し込みを行うだけでも汚職に当たる。しかしながら、同法は利益が供与される方法について特定していない。同法は、そのような申し込みに何が含まれるのか、利益が贈答品、旅行又はその他の支出を指すのかについて、明示的に規定していない。同法は、単に「利益」と規定しているのみである。よって、そのような利益の適法性の解釈は、裁判所による事案に応じた判断如何によることとなる。
現状	執行機関	<p>監督庁（CGU）は、連邦政府の公的資金の使途に係る調査及び捜査だけではなく、汚職防止のメカニズムの構築についても所管している。このことは、汚職の捜査に加えて、CGU が、汚職の発生を防止する手段を構築することにより積極的に行動する役割を担っていることを意味している。CGU は、汚職防止・戦略情報事務局（SPCI）を通じて、これらを実施している。SPCI は、2006 年 1 月 24 日に、政令 5683 号に基づいて設立された。SPCI の設立前は、汚職の情報及び防止に係る活動は、GCI の複数の部署に分かれて実施されていた。SPCI は、これらの活動の集約化に貢献している。</p> <p>また、連邦警察及び検察庁も捜査を実施できる。連邦司法当局は、公務員が関与している手続を統轄する。</p> <p>法人クリーン化法の執行は、市民に対する執行が行われる場面で検察官（<i>Ministério Público</i>）による執行と同様に行政による執行を生じさせるような行為に影響を受ける最高行政機関、最高立法機関又は最高司法機関に委任されている。これは、執行行為は、影響を受けた政府規制当局（IBAMA（環境）、ANVISA（衛生）、ANP（石油・ガス）等）により行われることを意味する。そのため、法人クリーン化法の解釈及び執行は、異なる手続で行われ、異なる政治的影響力を受けるといった、場当たりの利益相反的な方法で行われる可能性がある。</p>
	執行に関する問題	汚職の捜査に特化している特別の組織は存在せず、汚職が大規模なものである場合を除き、汚職の発見を困難にしている原因となっている。
	最近の動き	<p>2012 年末には、ブラジルの最高裁判所は、38 人の被告人（その中には、国会議員を含む上級の公務員がいた。）が関与した国の歴史上もっとも公にされた汚職関連事件の一つについて判決を出した。事件の 38 人の被告人の多くは、贈収賄及びマネーロンダリングの罪で有罪判決を受けた。</p> <p>2013 年 8 月 1 日、ブラジルのジルマ・ルセフ大統領は、法人クリーン化法（法第 12846 号）にサインした。当該法律には、アメリカの FCPA やイギリスの贈収賄法と同様の性格をもつ法人の汚職行為防止規制が規定されている。法人クリーン化法は、ブラジルの法人の国内又は外国での贈収賄に対して厳しい民事責任及び行政的責任を課している。当該法律は、2014 年 1 月 29 日に施行される。ブラジルの検察官のブラジルの法人クリーン化法上の法人に対する権限は、当該法人の取締役、役員及び従業員に対する現行の法律上の規制がより厳しくなったことを意味する。当該法律は、また、その対象となる可能性のある法人にとって費用の増加を意味する執行制度を規定している。ブラジルでの汚職行為に対する公開の審査を可能にすることは、検察官の独立とともに、法人クリーン化法の執行に反する目立った法人を探す検察官を勢いづけるものである。しかしながら、政府が積極的に法律を執行するかどうかを予測するには時期尚早である。</p>
汚職行為防止に関する	OAS 条約	<p>署名: 1996 年 3 月 29 日;</p> <p>批准: 2002 年 7 月 10 日</p>

国際条約への参加	OECD 条約	参加
	UNCAC	署名: 2003 年 12 月 9 日; 批准: 2006 年 1 月 31 日
最終更新		2013 年 12 月 17 日

地域		南アメリカ
国		チリ共和国
2013 CPI	ランク	22/177
	スコア	71
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>国内公務員等に対する贈賄は、チリ刑法により禁じられており、賄賂の供与者及び收受者の双方が罰せられる。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: (公務員の職務に従っているか抵触しているかを問わず) 公務員の権限の範囲内にある行為の作為又は不作為の対価として、公務員に対し、経済的利益を供与又はその約束をした場合: 2ヶ月以上3年以下の拘禁及び要求された行為の種類に応じた罰金 (公務員の職務に従った行為である場合には供与又は合意された利益の 50%以上 100%以下、公務員の職務に抵触する行為である場合には供与又は合意された利益の 100%以上 200%以下、当該贈賄が特定の犯罪行為に関して供与されたものである場合には供与又は合意された利益の 300%以下) (刑法 250 条)</p> <p><u>賄賂の收受</u>: 公務員が、自己又は第三者のために賄賂を要求、收受及び收受の約束をすることは犯罪となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 職務に従っている場合: その職務から考えて適切とされる額よりも高い手数料又は公務員の職務に従った行為の履行の対価として経済的利益を得る場合: 2ヶ月以上 18ヶ月以下の拘禁、2ヶ月以上 3年以下の停職及び賄賂の 50%以上 100%以下に相当する罰金 (刑法 248 条) ▪ 職務に抵触する場合: 公務員の職務に抵触する行為の作為若しくは不作為、又は第三者の利益となる決定を得るための他の公務員への働きかけに対する対価としての経済的利益: 18ヶ月以上 3年以下の拘禁、完全な又は例外的に一時的な公職からの除外及び賄賂の 100%以上 200%の金額の罰金 (刑法 248 条の 2) ▪ 特定の犯罪行為に関連する場合: 特定の汚職犯罪の手数料の対価となる経済的利益: 18ヶ月以上 3年以下の拘禁 (当該犯罪により高額な罰金が科される場合を除く。)、特別無期限及び完全に一時的な又は無期限の公務の停職、及び賄賂の 100%以上 300%以下の罰金 (刑法 249 条) <p><u>法人の責任</u>: 法人刑事責任法 (法 20.393 号) (2009 年 12 月 2 日施行): マネーロンダリング、テロへの資金提供及び国内又は外国の公務員への贈賄に対する法人の刑事責任を規定している。</p> <p>チリ刑法の下では、原則として、法人が犯罪に対して刑事責任を負うことはない。しかし、法人の刑事責任法は、汚職についての例外規定を設け、法人の所有者、代表者、取締役又は従業員が、法人自身の利益のために、その業務執行における適切な権限の範囲内で、国内又は外国の公務員に対する贈賄行為を行った場合には、その責任を法人に負わせることを認めている。その際には、当該法人において監督及び内部統制に関する規則を遵守していなかったことが示される必要がある。</p> <p>重罪を犯したものとして有罪の宣告を受けた法人は、国に対する罰金、税務上の優遇措置の全部又は一部を認められず又は一定期間係る措置を完全に認められないという取扱い、国家機関との取引又は契約締結の一時的又は無期限の禁止、法人の解散又はその法人格の取消までをも含む制裁を受ける (最後の制裁は、法人の代理人又は従業員によるマネーロンダリング犯罪に基づく罪にのみ適用され、国内又は外国の公務員への贈賄やテロへの資金提供には適用されない。)。付加刑には、(有罪判決を受けた法人が費用を支払う) 判決文の抜粋の公表、犯罪遂行に用いられた物品や道具等の犯罪供用物件の没収を含み、犯罪行為時に、法人が利益を生み出すよりも多くの資金を投資していた場合は、投資された金額も国に支払われなければならない。</p>

	外国公務員等に対する贈賄	<p>外国公務員等に対する贈賄も、刑法上独立した条項で規定されているが、供与者のみに適用され、贈答品を收受した外国公務員に対する適用はない。チリの裁判所も外国におけるチリ国民又はチリに住所を有する外国人による外国公務員等に対する贈賄について管轄を有する。これは、チリで一般的に適用されている法律の適用範囲に関する例外である。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 刑法 251 条の 2 は、賄賂の供与者に国際取引上（又は商取引上）不当な利益を与えうる行為に係る外国公務員等による作為又は不作為と引き換えに、外国公務員等に対し、経済的又はその他の利益の供与又はその約束をすることを禁じている。違反者は 18 ヶ月以上 5 年以下の拘禁、公職に就く資格の制限、賄賂の金額の同額から 2 倍に相当する金額の罰金を科せられる可能性がある。利益が金銭的なものでなかった場合には、罰金は、100 から 1000 ドル月間課税単位（<i>Unidades Tributarias Mensuales</i>）¹の範囲で科される。</p> <p><u>法人の責任</u>: 国内公務員に対する贈賄と同様に、法人は、法人刑事責任法の下で、外国公務員等に対する賄賂への刑事責任を負い、一時的又は無期限の政府との契約締結の禁止、政府からの利益の喪失又は禁止、200 から 10000 ヶ月間課税単位の範囲での罰金、不当利得の返還等を含む制裁を受ける。</p>
	民間における贈賄	<p>チリ法上、民間における贈賄を禁じる法律は存在しないが、一般的な不法行為に基づく請求として、民事的に訴訟追行されることがある。</p>
定義	政府の従業員	<p><u>国内公務員等</u>: チリの法律の下では、国内公務員等は、公職に就いているか、いずれかの政府のレベル（中央政府、地方自治体、国家機関等）で公的な職務を果たしている者をいう。これには、通常国営企業の従業員も含まれると理解されている（刑法 260 条）。</p> <p><u>外国公務員等</u>: 外国公務員等に対する贈賄については、刑法は、外国公務員等を、外国で立法、行政、司法の地位に就いている者、その国の公務を遂行しているか、公的国際機関の職員又は代理人である者と定義している（刑法 251 条の 3）。</p>
	贈物（贈答、接待等）	<p>一般的に、いかなる種類の贈答品や利益も、それが公務員に影響を与える目的で、又は行為の作為又は不作為の対価として、供与される場合には禁止される。しかし、行政法は、慣習上の儀礼、良識的な風習及びプロトコールと合致する贈答は許容している。</p>
現状	執行機関	<p>全ての刑事犯罪を執行する権限を有し、国家検察官が率いる独立した機関である公共検察庁は、特別汚職防止局（2003 年 5 月に設立）を有する。</p> <p>全ての行政犯罪に関する執行権限を有し、監督長官が率いる独立した機関である監督庁は、特定の行為が公務員の義務に違反するものかどうかを決定し、行政罰を科す。これらの処罰に対しては、裁判所で不服申立てができる。</p>
	執行に関する問題	<ol style="list-style-type: none"> 1) 不十分な内部告発者保護（公務員に対する贈賄においては保護が不十分である。） 2) 集権化されていない執行機関 3) 法人の刑事責任に関する法律がまだ施行されて間もないため、今日まで、汚職行為防止法が法的主体に対して執行された事件はまだあまり多くない。まだ裁判になった事件はなく、その意味で、適切な行為であれば免責

¹月間課税単位（*Unidades Tributarias Mensuales*）とは、2 ヶ月前の消費者物価上昇率に応じて毎月改定されるチリ固有の通貨単位をいいます。例えば、1 月間課税単位が 4 万ペソであれば、1000 月間課税単位は、4 千万ペソになります。現在 1 月間課税単位は、80 アメリカドルです。

		される可能性がある法人が実行しているコンプライアンス・プログラムが審理されたこともない。
	最近の動き	検察庁は、2013年1月に、汚職犯罪に対する刑事手続に関する新たな一般的指針を公表し、2009年に公表された前回の一般的指針をアップデートした。これらの指針は、国内で検察官の業務の指針を示すことを目的としている。
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OAS条約	署名: 1996年3月29日 批准: 1998年9月29日
	OECD条約	チリは、OECD条約の加盟国であり、2011年4月18日に批准された。OECD条約に従い、チリは下記の法案を可決した。 1) 法 19.829号及び法 20.341号により、外国公務員等への贈賄に対する刑罰規定が、チリ刑法（251条の2及び251条の3）に組み入れられ、完全なものになった。 2) 法 20.371号によって、チリの裁判所組織法6条2項が改正され、チリ人又はチリに法律上の住居地を有する外国人が外国で行った外国公務員等に対する贈賄について、国内の裁判所による処罰を可能にした。 3) 法 20.393号による法人の刑事責任法の制定。 チリは、OAS条約の批准国でもある。（批准書は1998年10月27日に寄託された。）
	UNCAC	署名: 2003年12月11日 批准: 2006年9月13日
最終更新		2013年11月26日

地域		南アメリカ
国		コロンビア共和国
2013 CPI	ランク	94/177
	スコア	36
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>2011 年法第 1474 号によって修正されたコロンビア刑法（2000 年法第 599 号）では、賄賂の供与及び收受は刑事犯罪となる。</p> <p><u>賄賂の收受</u>: 公務に従事する者が (i)当該公務に従事する者の職責で行うべき行為を差し控え又は行為をしないことを目的として、又は(ii)公務に従事する者としての職務に反する行為を行い、又は(iii)当該公務に従事する者の職務に関連して行われるべき行為を行うために、金銭又はその他の利益を收受し、又はその申込みを承諾することは犯罪である。これらの場合には、32 ヶ月以上 144 ヶ月以下の拘禁、罰金及び公職に関連する権利の剥奪が科される（刑法第 405 条、第 406 条）。</p> <p><u>明らかな賄賂</u>: 公務に従事する者が、当該公務に従事する者又は第三者の利益のために、直接又は間接的に、当該公務員が決定する又は把握している事項について利害関係を有する者から、金銭又はその他の利益を收受し、又はその申込みを承諾することは犯罪となる。これらの場合には、32 ヶ月以上 90 ヶ月以下の拘禁、罰金及び公務に関連する権利の剥奪が科される（刑法第 406 条）。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 公務に従事する者に、(i)当該公務に従事する者の職責で行うべき行為を差し控えさせ又はさせないことを目的として、又は(ii)公務に従事する者としての職務に反する行為を行わせ、又は(iii)当該公務に従事する者の職務に関連して行われるべき行為を行わせるため、金銭又はその他の利益を供与又はその申込みをすることは犯罪となる。これらの場合には、48 ヶ月以上 108 ヶ月以下の拘禁、罰金及び公職に関連する権利の剥奪が科される（刑法第 407 条）。</p> <p><u>法人の責任</u>: 別途適用される可能性のある個人の刑事責任（2004 年法第 906 号第 91 条で規定された手段である。）は、直接又は間接を問わず、行政に対する刑事犯罪又は公的資金に関連するその他の可罰的行為をその法的代表者又は業務執行者が行うことによって利益を得ようとする法的主体にも適用される。2004 年法第 906 号第 91 条は、法的主体に適用されるいくつかの制裁を規定した。業務の停止、法人の商工会議所における登録抹消及びその商業施設の一時的閉鎖は、そこに規定された制裁である。</p> <p>行政に対する刑事犯罪又は公的資金に影響を及ぼす犯罪については、関連する影響を受けた国有の企業は、当該犯罪から生じる不法行為又は損害賠償請求訴訟に応訴するために、当該刑事犯罪行為に加担した企業側に参加することができる。</p> <p>1995 年法第 222 号第 86 条に基づき、法人監督局は、その法的代表者又は業務執行者のいずれかの者が明示又は黙示で承知の上で、当該法人が行政に反して又は公的資金に関して刑事犯罪行為に加担した場合には、500 以上 2000 以下の月額給料相当の罰金を科することができる（2011 年法第 1474 号第 34 条）。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	<p>外国公務員等又は第三者の利益のために、直接又は間接的に、経済的又は商業的取引に関連する行為を差し控えさせ、行わせず、又は遅延させる目的で、外国公務員等に対し、金銭、金銭的価値を有する物その他利益を供与又は申込みをすることは犯罪となる。この場合には、9 年以上 15 年以下の拘禁及び罰金が科される（刑法第 433 条）。公務に従事する者かどうかを決めるために、刑法第 433 条は、公務に従事する者とは、外国で、選任又は指名された立法、行政又は司法的地位を有する者、又は外国の公的機能を執行する者（政府保有の組織又は公的サービス企業のいずれをも含む。）と定義している。加えて、国際</p>

		機関（例えば、米州開発銀行、国連等）で働く者は、外国で公務に従事する者として認識される。
	民間における贈賄	2011年7月に施行された2011年法第1474号は、民間における汚職を禁止している。非公務員に対する贈賄については、刑事責任を追及される可能性がある。
定義	政府の従業員	<p>本概念は、1991年憲法及び刑法第20条に定められている。コロンビア憲法によると、公務に従事する者とは、公的機関の構成員、国及びその地域分庁及び出張所の従業員及び職員である（第123条）。公務に従事する者は、国又は地域へのサービスを行う。公共サービスには、国の福祉的目的に伴うサービスも含まれる（第365条）。公共サービスの範囲は、法律又は規則によって決めなければならない。公務に従事する者には、直接又は間接的に国にサービスを提供する個人も含まれる。加えて、刑法第20条は、公務に従事する者として以下の者を含むとしている。</p> <p>(i) 軍部のメンバー (ii) 中央銀行のメンバー及び従業員 (iii) 汚職行為撲滅市民委員会の一部である市民 (iv) 憲法第338条に規定される政府保有の資源を運営する者</p>
	贈物 (贈答、接待等)	<p>コロンビア刑法（第141条乃至第143条）上、贈賄に関連する、利益（何らかの価値があると推測されるものは何でも）及び報酬に関する何らかの約束を含むとしている（「utilidad」）。</p> <p>しかしながら、人を喜ばせる贈答品、娯楽費及びその他関連する費用を含む特定の規制が存在しない。上記との関連では、特定の費用が適切かどうかについては、個別の事案毎に決定することが求められる。そのためには、贈答品又は心付けについて汚職行為防止規制の運用を専門とする現地の弁護士と協議することが推奨される。</p>
現状	執行機関	<p>総務省（Public Ministry Office）が公務に従事する者の規律について最も強い監督権限を持つ。検察庁は、刑法上の全ての犯罪行為を捜査し、刑事裁判所に訴追する。会計検査院は財務的運用を監督する権限を持つ。前述の機関は、捜査開始権限を有する独立した機関である。</p> <p>透明性の確保を担当する局（Transparency Agency）は、大統領に報告し、汚職と戦うための異なる役割を担っている。異なる役割の中には、当局が汚職に対する方針を策定し（それ自体が施行又は発行するわけではない。）、汚職に対する国際条約の批准を調整し、汚職と戦う防止的措置を策定し、濫用行為に関する報告を受けてそれを適切な捜査機関に振り分けることが挙げられる。</p> <p>国家道徳委員会は、行政の透明性、効率性及び道徳性を向上させる年間の戦略を採用する権限を有する。その他の手段として、地域の道徳委員会は、汚職を防止・捜査するために政府保有の企業の行為を地域レベルで実行し、調整する権限を有する。</p> <p>汚職行為撲滅市民委員会は、汚職行為防止に対する方針について助言し、監視し、評価する権限を有する。加えて、同委員会は、民間部門における汚職行為を撲滅するためのキャンペーン及び戦略を推進する責務を負っている。</p>
	執行に関する問題	<ol style="list-style-type: none"> (1) 汚職の蔓延は汚職防止機関や事件を処理する人員の能力を凌ぎ、（捜査官及び裁判官の双方において）多くの未処理事件と捜査の非効率をもたらしている。 (2) 地域レベルでは資金不足や強力な政治的影響力の欠如により、地方における捜査はより困難となっている。 (3) 内部告発保護政策がなく、証人保護制度は利用しにくいものとなっている。 (4) ロビー活動に関する規制が存在しない。 (5) 政府及び執行機関が、汚職や贈収賄が行われていることを認識する自発的報告の重要性に気付いていない。施行された規則の執行を強化するために

		<p>自発的報告に関連する規則を制定し、施行することが重要である。</p> <p>(6) 市民及び政府が汚職の兆候を認識し監視するために役に立つ汚職に関するデータベースが使いにくい。</p> <p>(7) 寄付に関する規制が存在しない。</p>
	最近の動き	<p>コロンビア国会は最近新しい汚職防止法（2011年法第1474号）を制定した。</p> <p>国家道徳委員会は、汚職及び贈収賄に関連するリスクへの対応についての方針を制定し公表していない。制定される方針を常に確認することが重要である。</p> <p>行政執行機関（監督機関）及び高等裁判所は現在制定され公布された汚職防止規制の理解や範囲を広げるであろう主要な汚職事件について検討・審理しているところである（判例法）。</p>
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OAS条約	<p>署名: 1996年3月29日</p> <p>批准: 1998年11月25日</p>
	OECD条約	<p>署名・批准: 2012年11月20日</p> <p>施行: 2013年1月19日</p>
	UNCAC	<p>署名: 2003年12月10日</p> <p>批准: 2006年10月27日</p>
最終更新		2013年11月25日

地域	南アメリカ	
国	エクアドル共和国	
2013 CPI	ランク	102/177
	スコア	35
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>エクアドル刑法では、国内公務員に対する賄賂の供与及び国内公務員による賄賂の收受の双方が禁止されている。收受者のみならず供与者も、責任を負う。</p> <p><u>賄賂の供与</u>: 賄賂を供与し、申込み又は約束をすることは犯罪となる。8年以下の拘禁及び 60 米ドルに賄賂の額の 3 倍の額を加えた金額の罰金が科される。弁護士が贈賄に関与した場合、永久にその資格を剥奪される（刑法第 290 条及び第 359 条）。</p> <p><u>賄賂の收受</u>: 賄賂を收受し又はその約束をすることは犯罪となる。8年以下の拘禁及び 60 米ドルに賄賂の額の 3 倍の額を加えた金額の罰金が科される（刑法第 285 条乃至第 291 条）。賄賂の收受者が公務に従事する者であった場合、行政上の制裁（訓告、戒告、過料又は免職）が科されうる。</p> <p><u>法人の責任</u>: 法人が公務員に関する贈賄に関与した場合、当該法人の責任者又は法定代理人が起訴される。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	エクアドルには、外国公務員等に対する贈賄を禁止する法律はない。
	民間における贈賄	エクアドルには、民間における贈賄を禁止する法律はない。
定義	政府の従業員	公務に従事する者には、全ての行政機関（国、地方等）に雇用され、公的機能を実行する者が含まれ、法の執行や軍事に従事する者のような行政機関に従事する者であっても含まれる（公務員基本法第 4 条）。公務に従事する者には、国が所有又は支配する会社に雇用されている者も含まれる（公開会社基本法第 18 条）。
	贈物 (贈答、接待等)	贈答に汚職の目的（便宜の供与を受けるのと引き換えに、賄賂を供与する意図）がない限り、贈答及び接待は、刑法上は贈賄にはならない。但し、公務に従事する者によるいかなる贈答の受領又は接待も、懲戒規律違反になる。この場合、供与者ではなく贈答を受領した公務員のみが罰せられる（公務員基本法第 10 条、第 24 条及び第 42 条）。
現状	執行機関	2008 年憲法で創設された政府の透明性及び社会統制に関する機関及び、2008 年 12 月の大統領令によって創設された汚職行為防止局が、汚職行為の調査を行い、汚職行為防止の方策を検討している。但し、訴追権限及び裁量は検察庁にある。
	執行に関する問題	<p>汚職行為防止局は、政治的影響を受ける。大統領は、汚職行為防止局長を任命する権限を有する。また、大統領は、汚職行為防止政策の最終的な決定権者でもある。汚職行為防止局は、政策の提案を行うのみである。</p> <p>政府が、汚職行為撲滅に向けた広報と活動を行ってきたにもかかわらず、汚職は、未だにエクアドルの主要な問題である。</p> <p>司法制度が透明性欠いており、非効率である。</p>
	最近の動き	2013 年 5 月、政府の透明性及び社会統制に関する機関は「汚職を防止し闘う国家計画」と題された 83 ページにわたる書面を発行した。4 年間にわたるこの計画は、2017 年までに民間部門・公共部門における汚職を撲滅するためのメカニズムとなる倫理規範を推進するための機関及びルール作りを目的としている。この計画の主なプロジェクトは、公務に従事する者の倫理規範の実施、マネー

		<p>ロンダリング文化の禁止の推進、市民活動の監視である。また、この計画では、公共団体に対して内部情報の公表を求める「透明性及び情報のパブリック・アクセスに関する基本法」(LOTAIP)の改革も提案されている。さらに重要なことは、この計画は、汚職の範囲を、贈収賄、影響力の行使、不正行為、内部情報の利用、利益相反、横領及び脱税に係るあらゆる行為をカバーするように広げている。</p> <p>エクアドルの刑法は、現在改正中である。2013年10月14日、改正法案(77箇所の変更)は国会で可決され、コリア大統領による承認のために提出された。本改正には、不当利得についての基本的な手続原則及び禁止に対する変更を含む。2013年12月上旬には、コリア大統領及び彼を支持する国民同盟(Alianza Pais)のメンバーは、刑法改正を検討する会議を開催し、とりわけ横領罪についてはその刑罰が犯罪の重大性に比して適正でないため更なる検討が必要である旨勧めた。</p>
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OAS 条約	署名: 1996年3月29日 批准: 1997年5月26日
	OECD 条約	不参加
	UNCAC	署名: 2003年12月10日 批准: 2005年9月15日
最終更新		2013年12月19日

地域		南米
国		ベネズエラ・ボリバル共和国
2013 CPI	ランク	160/177
	スコア	20
贈賄に関する法律	国内公務員等に対する贈賄	<p>2003 年の汚職行為防止法（以下「汚職行為防止法」という。）は、国内公務員贈賄を犯罪とする主要な根拠法であり、罰則は賄賂の供与者及び收受者の双方に対して適用される。</p> <p><u>職務と抵触しない賄賂</u>：公務員が、自己の職務の履行と引き換えに、利益若しくは不適切な利益を收受し又はそれらの約束をすることは犯罪となり、1 年以上 4 年以下の拘禁及び賄賂の 50% を上限とする罰金を科される（汚職行為防止法第 61 条）。</p> <p><u>職務と抵触する賄賂</u>：公務員が、その職務に相反する行為をし、遅延させ又は行わないことと引き換えに、利益若しくは不適切な利益を收受し又はそれらの約束をすることは犯罪となり、3 年以上 7 年以下の拘禁及び賄賂の 50% を上限とする罰金を科される（賄賂が公的雇用、補助金の付与その他行政契約の締結に関わる場合はより重い罰則が科される。）（汚職行為防止法第 62 条）。</p> <p><u>司法上の賄賂</u>：贈賄者が裁判官に対し、特定の被告人の刑期を長くすることと引き換えに賄賂を供与することは犯罪となり、当該裁判官による当該被告人に対する判決が 6 ヶ月を超える拘禁刑となった場合、贈賄者及び当該裁判官の双方に対し、5 年以上 10 年以下の拘禁が科される（汚職行為防止法第 61 条）。</p> <p><u>贈賄未遂</u>：何人も、公務員に贈賄を試みたが失敗した場合は犯罪となり、6 ヶ月以上 2 年以下の拘禁が科される（汚職行為防止法第 63 条）。</p> <p><u>法人の責任</u>：組織犯罪及びテロ資金供与対策法（2012 年 4 月 30 日成立）の適用により、汚職行為が組織犯罪行為に該当する場合は、一個人が法人のために行為した場合であっても、この法律に規定された犯罪について、法人が責任を負う場合がある。</p>
	外国公務員等に対する贈賄	ベネズエラには、外国公務員等に対する贈賄を特に禁止する法律は存在しない。しかし、UNCAC 及び OAS 条約への署名により、ベネズエラは、外国の汚職行為防止機関による外国汚職事件の調査に協力することになった。
	民間における贈賄	ベネズエラでは、民間における贈賄は犯罪とされていない。しかし、民間における贈賄は禁止され、その違反は、行政上の違反となり、違反者には過料が科される（自由競争保護促進法 17 条）。係る行為に対する過料は、当該取引の価値の 10% を上限とするが、取引の価値の 20% にまで引き上げられることがある。
定義	政府の従業員	<p>汚職防止法第 3 条及び第 4 条によれば、2010 年監督庁基本法第 9 条と同様に、「公務員」とは、以下のような、公権力を行使する団体又は組織のサービスを提供する形で公的機能を実行する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 公的機能を付与された団体公権力を行使する権限のある機関又は団体国、州、連邦保護領又は首都地区及び自治体によって設立された機関又は団体予算の 50% 以上が公的資金により賄われる機関又は団体資本の 50% 以上が政府又は州組織により所有される機関又は団体 ▪ 全ての公立大学 ▪ ベネズエラ中央銀行
	贈物（贈答、接待等）	贈物に関してベネズエラ法上特段の定めはない。汚職行為防止法は「不適切な寄付」という用語を使っているが、一般的に、金銭的な賄賂又は利益が汚職を構成する。しかし、汚職行為防止法第 71 条及び第 72 条に含まれる賄賂に関する一般的規定は、国家公務員及び公務に従事する者については広範な適用を認

		<p>めている。民間における賄賂についての規定はない。</p> <p>上記の規定に違反した場合、2年以上4年以下の拘禁が科される。</p> <p>しかし、文言が曖昧なため、裁判官によって贈答が不適切な寄付に該当するかどうか判断されうる。贈答の受領は、それが犯罪となるかどうかにかかわらず、公務員の倫理規程に違反し、懲戒処分として免職され得る。</p>
現状	執行機関	<p><i>Poder Ciudadano</i>（スペイン語で「市民権力」）は、1999年憲法によって、汚職防止対策を調整する統括組織として生まれた。監督庁（GCO）が政府の歳入と歳出を監視しており、検察庁が（汚職行為を含む）犯罪を処理する責務を有し、調査のため専門機関を指定する権限を有する。各機関は政治的に独立していることが想定されているが、実際は政治に強く影響される。</p>
	執行に関する問題	<p>1) GCO等の執行機関は、政治的影響からほとんど遮断されていない。調査はしばしば政治の道具として使われる。（例：選挙を妨害するための大統領候補者の調査）</p> <p>2) 実際に汚職行為と戦う姿勢が欠如している。</p> <p>3) 司法制度に対する不信。</p> <p>4) 社会のあらゆるレベルで構造的な汚職が存在する。</p> <p>5) 不処罰率の増加。検察庁は最新の報告で訴追に関して不処罰率が92%であると発表している。</p> <p>6) GCOも検察庁も、制度上人材や資金が不足している。</p> <p>7) 内部告発制度や証人保護の欠如。GCOに申立てをした者は、匿名性が確保されない。</p> <p>司法制度が依然として脆弱であるにもかかわらず、現在以下のような汚職行為に関する事件が起きている。</p> <p>(a) 2013年10月15日、ベネズエラの北部にあるカラボボ州第9刑事裁判所は、与党ベネズエラ統一社会党（PSUV）のメンバーであるバレンシア市長 Edgardo Parra Oquendo をその任期中に汚職に関与したとしてその身柄を拘束した。ベネズエラの検察庁は、同氏を談合入札、汚職行為、横領及び共謀の罪で告発した。裁判所は、Bolivarian Intelligence Service (Sebin) Territorial Base を拘置所としてベネズエラの北部にあるカラボボ州バレンシア市に設置した。また、裁判所は、同氏の銀行口座及び所有地、アパート、ボート及びテクノロジー機器を含む資産を凍結する命令を出した。</p> <p>(b) 2013年11月18日、ベネズエラの元銀行役員がアメリカにおける贈収賄事件で有罪を認めた。Maria de los Angeles Gonzalez はベネズエラの州経済開発銀行（BANDES）でシニアの役員であったが、Direct Access Partners LLC に対する続行中の捜査の中でアメリカの検察に協力する取引の中で、マネーロンダリングを含む罪をニューヨークの連邦裁判所で認めた。その捜査は、賄賂として支払われた500万ドル及び6000万ドルを超えるマネーロンダリングを目的として行われている。</p>
	最近の動き	<p>2013年11月20日、ベネズエラの国会は、与党ベネズエラ統一社会党（PSUV）による過半数の賛成を得て、正式に、Nicolas Maduro 大統領に対して非常な政治権力を引き渡した。これにより、Maduro は、1年間命令により支配することができる。Maduro は、1月から、「汚職行為撲滅」を約束している。</p>
汚職行為防止に関する国際条約への参加	OAS条約	<p>署名: 1996年3月29日</p> <p>批准: 1997年5月22日</p>
	OECD条約	不参加
	UNCAC	<p>署名: 2003年12月10日</p> <p>批准: 2009年2月2日</p>
最終更新		2013年11月22日

ジョーンズ・デイ 各国の事務所

アーバイン
アトランタ
アムステルダム
アル・コバール
インド
クリーブランド
コロンバス
サンディエゴ
サンパウロ
サンフランシスコ
シカゴ
ジッダ
シドニー
シリコンバレー
シンガポール
ダラス
デュッセルドルフ
ドバイ
ニューヨーク
パース
パリ
ピッツバーグ
ヒューストン
フランクフルト
ブリュッセル
ボストン
マイアミ
マドリード
ミュンヘン
ミラノ
メキシコシティ
モスクワ
リヤド
ロサンゼルス
ロンドン
ワシントン
上海
北京
台北
東京
香港